

受理番号10番「民間育児サービス対策事業費 補助金交付要綱に関する陳情」の不採択に反対し、採択を求める立場から討論します。

陳情は、児童福祉法に基づいて、認可外保育所に支給されている同補助金が、0～1歳児には無条件に交付されるのに対し、2歳児以上は時間外保育、長時間保育の子に限って交付する、との要件を取り除くよう求めています。

国からの支援が一切ない認可外保育所は大変運営が厳しく、預けている親の負担も大きいものがあります。認可外保育所にとってこの補助金は運営を支えるよりどころです。

2歳児の補助額は月1万700円とゼロ～1歳児の半分ですが、2歳児は動き回るし、1人1人成長の早さが違うため、手がかかるのはゼロから1歳児と同じかそれ以上です。

そうした中でも、陳情者の運営する保育所では、21人の子どもたちを、自然の中でのびのび遊ばせ、野菜たっぷりの安全な給食を提供し、異年齢の子どもや地域とのつながりを大切にしながら豊かな保育をおこなっていることが伺えます。隣接する宇都宮市の保育所に入れなかった子どもや、大きい集団になじめない子どもなども受け入れています。

より充実した保育を保障するうえで欠かせない補助制度を、子どもの生育と保育現場の実態にあわせて見直してほしいというのは、当然すぎる要望ではないでしょうか。

委員会が不採択とした理由の一つに「子ども子育て新システム」による認可園をめざすか、地域型保育給付が受けられる小規模保育所への移行を促すべき、との意見がありましたが、これも現実を見ない議論です。地域型小規模保育では、定員は19人以下、3歳未満児までしか預かれません。兄弟で別の施設に預けることになりかねません。

「子ども子育て新システム」は、保育の現場からも矛盾だらけとの批判があります。これまで保育所不足を補う形で必要とされ、がんばってきた認可外保育所を、支援の枠外に追いやり、淘汰しようとするかのような国の政策誘導は間違っていると思います。

切れ目ない少子化対策、子育て支援にとりくむ生活保健福祉委員会がこれを不採択にしたのは、納得できません。

大事なことは、いま保育を受けている、必要としているすべての子どもたちに、より豊かな保育を受ける権利をしっかりと保障することです。陳情を採択するよう求め、討論とします。